

株式会社 快聲堂 定款

第1章 総 則

（商号）

第1条 当会社は、株式会社快聲堂と称する。

（目的）

第2条 当会社は、次の事業を行うことを目的とする。

- 1 環境関連の調査・分析、会議等の運営等に係る請負業
- 2 絵画、販促媒体等の企画・制作
- 3 旅館業法に基づく簡易宿所営業・住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業
- 4 学習塾、語学教室及び各種教育機関の経営
- 5 前各号に附帯又は関連する一切の事業

（本店所在地）

第2条 当会社は、本店を東京都青梅市に置く。

（公告方法）

第3条 当会社の公告は、電子公告により行う。

ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、官報に掲載して行う。

第2章 株 式

（発行可能株式総数）

第4条 当会社の発行可能株式総数は、5, 0 0 0 株とする。

（株券の不発行）

第5条 当会社は、その株式に係る株券を発行しない。

（株式の譲渡制限）

第6条 当会社の発行する株式の譲渡による取得については、取締役の承認を受けなければならない。ただし、当会社の株主に譲渡する場合には、承認をしたものとみなす。

（基準日）

第7条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することが

できる株主とする。

- 2 前項のほか、必要があるときは、取締役は、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

（株主の氏名等の届出）

第8条 当会社の株主及び登録株式質権者又はそれらの法定代理人は、当会社所定の書式により、氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。

- 2 前項の届出事項を変更したときも、同様とする。

第3章 株主総会

（招集時期）

第9条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

（招集権者）

第10条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役が招集する。

（招集通知）

第11条 株主総会の招集通知は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主に対し、会日の5日前までに発する。

（株主総会の議長）

第12条 株主総会の議長は、取締役がこれに当たる。

- 2 取締役に事故があるときは、当該株主総会で議長を選出する。

（株主総会の決議）

第13条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

（議事録）

第14条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

第4章 取締役

（取締役の員数）

第15条 当会社の取締役は、2名とする。

（取締役の資格）

第16条 取締役は、当会社の株主の中から選任する。ただし、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。

（取締役の選任）

第17条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

（取締役の任期）

第18条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第5章 計 算

（事業年度）

第19条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

（剰余金の配当）

第20条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

（配当の除斥期間）

第21条 剰余金の配当がその支払の提供の日から3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

（設立に際して出資される財産の価額及び成立後の資本金の額）

第22条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金10万円とする。

2 当会社の成立後の資本金の額は、金10万円とする。

（最初の事業年度）

第23条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から令和8年3月末日までとする。

（設立時取締役）

第24条 当会社の設立時取締役は、次のとおりである。

設立時取締役 北野 万里
北野 雅羅

（発起人の氏名ほか）

第25条 発起人の氏名、住所、設立に際して割当てを受ける株式数及び株式と引換えに払い込む金銭の額は、次のとおりである。

発起人 北野万里 **円

発起人 北野雅羅 **円

（法令の準拠）

第26条 この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令に従う。

以上、株式会社快聲堂設立のため、この定款を作成し、発起人が次に記名押印する。

令和7年5月1日

発起人 北野 万里 印

北野 雅羅 印